



長野県報

8月31日(月)
令和2年
(2020年)
第135号

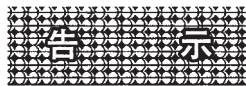
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出(介護支援課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	3

公告

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	3
特定調達契約に係る落札者の決定(人材育成課).....	4



長野県告示第426号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和2年8月31日

長野県知事 阿部守一

(訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護やなぎはら	長野市大字柳原2223-2	令和元年9月30日

介護支援課

長野県告示第427号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第428号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡下諏訪町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第429号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻1747の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)、1747の22(国有林)
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年9月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 254号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It lists two road sections with their respective width and length details.

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年9月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年8月31日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

- 1 (1) 路線名 254号
(2) 供用を開始する区間
小県郡長和町大字古町字岡森3016番の6地先から
松本市大字三才山字三才山932番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和2年9月1日
2 (1) 路線名 254号
(2) 供用を開始する区間
上田市平井字東686番地先から
上田市平井字観音脇1037番の2地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和2年9月1日

道路管理課

選告示第18号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和2年8月31日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕
様式第60号のその1中

「

性別	本籍地の都道府県名	住所	生年月日(歳)

」

を

「

本籍	住所	年齢

」に改め、

同その1の備考に次のように加える。

3 「本籍」欄には、本籍地の都道府県を記載すること。

4 「住所」欄には、市区町村までを記載すること。

様式第60号のその2中

「

性別	本籍地の都道府県名	住所	生年月日(歳)

」

を

「

本籍	住所	年齢

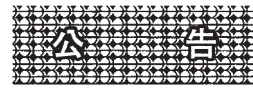
」に改め、

同その2の備考を備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 「本籍」欄には、本籍地の都道府県を記載すること。

3 「住所」欄には、市区町村までを記載すること。

選挙管理委員会



公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年8月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
10月18日(日)	午前10時から 午後6時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字沢底2209の3 長野県営総合射撃場 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄